

第5章 国家予算法

1996年3月20日にベトナム社会主義共和国第9期第9回国会において国家予算法案が可決された。この法律は、国家の財政に係る基本法で、中央政府の財政のみならず地方自治体の財政に関しても規定を置いており、1997年度の予算から適用されている。

なお、この和訳文は、GCOPが内部資料として持っていた国家予算法の英訳文の提供を受け、それを元にして和訳を行ったものであるため、ベトナム語の原文から直接訳する場合ほどは内容の信頼性が高くはないと考えられ、また、意味があまり明確ではないと考えられる部分もあるが、その全体的な概要を知っていただければという趣旨で掲載した。

国家予算法(訳文)

第1章 総則

第1条 国家予算は、国家のすべての収入と支出を含む。また、国家の継続的な事務、機能及び責任の執行を確保するために、毎年度ごとに予算の作成と執行が行われる。

第2条 国家予算は、租税、手数料、使用料、国家の経済活動による収入、国内の個人と団体からの任意の寄付、支出における不足額を補い国家予算の収支の均衡を保つための政府借入金、海外からの援助金及び法律で定めるその他の収入から成る。

② 国家予算は、国家の社会経済開発のための主要な計画に従って合理的に執行され、また、治安と国防をより強固なものとし、国家機関が国家運営を行い、そして国家の債務の返済を行うためのものである。

第3条 国家予算は、国会において議決され配分される。国会はまた、国家予算の審査と承認についての責任を有する。

② 国家予算は、民主的かつ中央集権的な方法により共同で執行され、予算執行の責任は、政府の諸機関や各レベルの地方自治体で分担する。

第4条 政府及び各レベルの地方自治体は、それぞれ予算を有する。政府及び各レベルの地方自治体の予算の関係は、次に掲げる原則に従う。

- 1 国と地方自治体の予算のそれぞれについて、具体的な支出、責任及び財源が定められる。
- 2 各地域及び各地方自治体間における平等な予算配分を確保し、均衡のとれた開発を行うため、上位レベルの政府・地方自治体から下位レベルの地方自治体への補足的な予算配分の制度を持つ。この補足的な予算配分は、下位レベル地方自治体の財源の一つとなる。
- 3 上位レベルの政府・地方自治体が下位レベルの地方自治体に対して支出を伴う事務の執行を委任する場合には、上位レベルの政府・地方自治体から下位レベルの地方自治体に対して、その事務の執行のための財源も配分されるものとする。

- 4 第2号及び第3号の規定による補足的な予算配分と支出を伴う事務執行の委任の他には、ある政府・地方自治体に配分された予算を、他の政府・地方自治体の支出を伴う事務に利用することはできない。

第5条 国家予算における収入の徴収・収納は、法律及び他の法的文書に従って行われるものとする。

② 国家予算上の支出は、次に掲げる条件を満たす場合に行われるものとする。

- 1 その支出が、第56条又は第62条に規定された場合を除き、承認された予算見積りの中に含まれている。
- 2 その支出が、権限を有する政府機関によって定められた政策、規則及び基準に従っている。
- 3 その支出が、支出を行う機関の長により承認されるか、権限を有する者の許可を得ている。
- 4 前各号に掲げるものの外、支出に関しては、政府の公開入札及び競売に係る規則に従って執行されるものとする。

③ すべての政府部局及びすべてのレベルの地方自治体は、この法律の規定に反する収入及び支出の項目を定めることができない。

④ 政府及び各レベルの地方自治体における財務に関する事務所は、適切な時期に予算の支出を行う必要がある。また、第2項に掲げられた条件を満たさない支出を拒絶し、自らの決定に従って責任を持って行動する権利を持つ。

第6条 国家予算上の一切の収入と支出は、国家の予算において完全に明確にされていなければならない。

第7条 国家予算の資金は、予算に定められたすべての借入金を含む、国家が有する現金の総計である。

② 国家予算の資金は、国庫の管理下に置かれる。

第8条 国家予算は、投資と開発のための資金の確保を図るため、租税、手数料及び使用料からの収入の合計額が経常支出の合計額を上回るという原則に従っていなければならない。また、財源不足の場合には、不足額の合計は、投資的支出の合計額を下回っていなければならない。

② 財源不足に充てるための借入金は、消費的な支出に使用されるべきではなく、投資、開発目的にのみ使用されるべきである。また、投資、開発による収益に関する計画を有し、予算上も均衡がとれ、債務の返済を賄うことができる、という原則に従うべきである。

③ 地方自治体予算の均衡については、支出の合計額が収入の合計額を上回るべきでなく、省レベル地方自治体の場合には、配分された予算の範囲内での社会基盤整備への投資が必要とされ、また、首相による事前の承認を受けた場合にのみ国内において投資を募ることができるが、その投資に係る返済はそれぞれの省レベル地方自治体の予算から行われなければならない、という原則に基づくものとする。

第9条 中央政府と地方自治体の予算見積りにおいては、各会計年度に生じる可能性がある予期せぬ支出に充てるために、全支出の3%から5%の間の偶発損失積立金を計上するものとする。

る。

- ② 政府と省レベル地方自治体の人民委員会は、予算見積り上の収入額を上回った収入額及び予算見積り上の支出額のうち支払われなかった額を積み立てた財政積立金を計上することができる。この積立金は、不規則に生じる収納額と支払額の変動に対処するため、又は首相が定めた例外的な場合において使用される。
- ③ 政府及び各レベルの地方自治体における財政積立金の最高限度額は、政府が定めるものとする。

第10条 新規の支出が必要となる、又は収入を減少させることとなる新しい法的文書を発布する場合は、あらかじめ財源上可能であることが確保されていなければならない。

第11条 国家予算は、ベトナム共産党及び他の社会政治団体の活動に対して資金提供を行うべきである。社会团体及び他の社会支援団体の活動に対する資金提供については、国家予算は特別かつ特定の場合には資金を供給するが、基本的には、政府の統制による独立採算制という原則に従って運営されるべきである。

第12条 すべての、国家により投資が行われた財産、国家の財源により獲得された財産、国家の所有する他の財産、土地及び政府の財産は、定められた規則又は規定に従って、効果的、効率的に管理されるものとする。

第13条 国家予算の歳入及び歳出は、ベトナム国家年次財政計算書の中で定められ、また、予算会計制度は、政府会計規則及び国家予算上の手続きにより特定の方式で示されるものとする。

- ② 予算の歳入及び歳出の執行に関係する一切の書類の作成は、財務省により作成され管理されるものとする。

第14条 会計年度は、太陽暦における1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第2章 国家の予算に関する、国会、大統領、政府及び他の国家機関の責務と権限、並びに団体及び個人の責任と義務

第15条 国会は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 予算に関係するすべての法的文書の発布及び改正
- 2 経済開発に貢献するため、予算上の歳入、歳出の均衡を確保するための財政、金融政策の決定
- 3 収入の程度、支出の適正さ、予算上の不足額又は剰余金の大きさ、あるいは予算に関する提案を含む、財産に関する事項についての審議と決定
- 4 歳入の承認、歳出の配分、経常支出と投資的支出の割合及び借入金の返済に関する決定。各会計年度予算についての国会の決定に従って、国会は、国会常務委員会に対して、あらかじめ定められた範囲内で、各省庁、中央政府機関及び地方自治体に対する予算配分を決定する権限を付与するものとする。

- 5 予算により賄われる国の計画、事業及び重要な建設計画の決定
- 6 必要な場合における補正予算の決定
- 7 予算執行、財政・金融政策、予算の配分に関する国会決議、国の計画・事業、及び他の重要な開発事業の監視
- 8 予算に関する年次財政計算書の承認

第16条 国会常務委員会は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 国会により委任された、予算に関する法的文書の発布
- 2 第15条第4号の規定により予算の配分について国会から与えられた権限の実行
- 3 各会計年度の国家予算に関して、予算、国の財政・金融政策及び国会決議が適法に執行されているかどうかの監督
- 4 政府、政府の各部局及び各レベルの地方自治体が適法に予算を執行しているか、及び団体や個人が予算に関する法令を遵守しているかどうかの監督
- 5 国会への、予算、財政及び金融に関する事項の提案

第17条 国会経済予算委員会は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 法律案、法令案、布告案の審査及びその他の予算に関する事務
- 2 政府から国会に提出された予算見積り、予算配分、予算執行に関する報告及び国家予算の決算計算書の審査
- 3 政府から国会に提出された中央政府から各省庁への一時的な予算配分案及び中央政府から省レベル地方自治体への追加的予算配分案の審査
- 4 国会への予算、財政及び通貨に関する提案

第18条 民族評議会及び国会の他の委員会は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 2 民族評議会は、経済予算委員会と共同で、法律及び法令案、政府又は国会常務委員会により提出された予算に係る事務について意見を述べる。
- 3 民族評議会は、経済予算委員会と共同で、予算に関する法令の執行及び予算に関する国会決議で民族評議会が処理すべきものの実行を監視する。

第19条 大統領は、次に掲げる責務と権限を有する。

大統領は、ベトナム社会主義共和国を代表して財政、金融に関する国際条約について署名及び審査することに関して、憲法及び法律に規定された責務及び権限を実行する。

第20条 政府は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 国会及び国会常務委員会に対して、法律及び法令案並びに他の国家予算に係る事業計画を提出するほか、その権限の範囲内で規則及び予算に関する文書を提出し、国会が必要と認める時には、予算補正計画を提出する。
- 2 予算見積りを作成して国会に提出し、必要な場合には、予算見積りの修正を求める。
- 3 中央政府の予算配分案を作成して国会常務委員会に提出する。
- 4 予算の収納及び支出の事務を各省庁及び各部局に割り当て、中央政府予算における収納と支出の事務を地方自治体である各省と中央直轄特別市に割り当てる。
- 5 予算を統一的に執行し、予算執行に関して部門別行政と地方行政との間の緊密な連絡調

整を確保する。

- 6 予算執行の準備及び審査を行い、国会に対して予算、国の事業や主要な事業の実行について報告する。
- 7 政府及び上位レベルの地方自治体から下位レベルの地方自治体に対する財源配分の算出についての原則と方法の定義付けを行う。
- 8 財政積立金の利用と管理に係る規則を発する。
- 9 権限を有する機関に対して、歳出の基準と制限を設定する権限を与え、全国一律の申請制度を規則に定める権限を与える。
- 10 省レベル地方自治体の人民委員会による予算見積り及び決算に関する決議の審査
- 11 予算の年次財政計算書の準備と提出

第21条 国家の予算に関して、財務省は次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 予算に関する法律原案、法令案、規則案又はその他の文書を準備して政府に提出し、与えられた権限に従って法的文書を発布する。
- 2 予算の統一的な執行に関して、政府に対して責任を負う。
 - a) 租税、手数料その他の国家予算上の収入の徴収に関する統一的な管理の実施と指導
 - b) 予算上の借入れ、返済及び国際的な補助金の管理
 - c) 予算執行の指導と調査、予算上の徴収と支出の準備、政府が決定した経済的目標である計画と事業に対して有利な利率で融資し、又は資金を提供する。
- 4 各省庁、他の中央政府機関及び各レベル地方自治体から提出された予算見積りを指導し審査するとともに、予算見積りを準備する際には積極的に協力する。予算見積りの配分及び収入を増やし貯蓄を行うことについての提案とその方法について提示する。
- 5 支出を行い、またその承認を受けるために必要な制度、基準及び指針を作成するとともに、それらを提示するために開催される各省庁及び各部局との会議の議長を務める。
- 6 すべての経済団体、行政機関及び予算上支出の義務を負うその他の者の財政上の資格を調査、審査する。
- 7 政府に代わって、予算上の資金とその他の資金を管理する。
- 8 中央政府予算の決算計算書を準備し、また、政府に提出するための決算計算書を整理し、準備する。
- 9 政府の財産の利用について、管理と審査を行う。

第22条 計画投資省は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 全国の社会経済開発のための事業を政府に提示するとともに、財政、事業計画、予算執行の基礎となるような財政、金融及び資本の均衡を含む、国の経済に関する均衡を図るための事業を政府に提示する。
- 2 予算の見積りと配分計画の準備を財務省と協力して行う。
- 3 主要な投資事業の有効性と効率性の審査及び評価を、財務省その他の各省庁及び政府関係部局とともに行う。

第23条 国家予算に関して、国家銀行は次に掲げる責務と権限を有する。

- 2 予算見積りの作成、及び財源不足の補てんのための借入れを含む借入計画の準備を、財務省とともに行う。
- 3 首相が決定した、予算上の一時的な資金不足の解消のための国家予算への貸出しを行う。

第24条 国家予算に関して、各省庁は次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 歳入、歳出見積りの準備、及び各省庁が管理する各部門、各支局に対する予算の配分と財政決算計算書の準備を、財務省及び省レベル地方自治体の人民委員会と協力して行う。
- 2 担当部門の予算執行状況の管理及び監督を、財務省と協力して行う。
- 3 規則により定められた政策に対する予算配分について、その執行状況と効果について報告する。
- 4 各省庁が管理する各担当部門及び部局における支出に関する制度、基準及び指針の作成を、財務省と協力して行う。

第25条 国家予算に関して、人民評議会は次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 地方自治体の予算見積りと配分の決議を行い、また、決算を承認する。
- 2 地方自治体における予算執行のための指針と方策を決定する。
- 3 必要な場合に、地方自治体の予算見積りの補正を決定する。
- 4 人民委員会が決定した予算執行計画の執行過程を監督する。
- 5 前各号の規定のほか、省レベル地方自治体の人民評議会は、法律に規定された個人の寄付のほか、使用料・手数料の徴収を決定し、その地方自治体の人民委員会から提示されたその地域の社会経済基盤の整備事業への支出を決定する権限を有する。

② 国家予算に関して、人民委員会は次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 予算見積りと配分案を準備して、その地方自治体の人民評議会に提出するとともに、政府と上位レベルの人民委員会に報告する。
- 2 決算を準備して、その地方自治体の人民評議会に提出し、また、政府と上位レベルの人民委員会に報告する。
- 3 下位レベルの人民評議会が行った予算見積りと決算に係る決議を監督する。
- 4 その地方自治体の人民評議会の決議に基づいて、各関係機関と所属機関に対して収入・支出に係る事務を与え、下位レベルの地方自治体に収入・支出に係る事務を与える。
- 5 地方自治体の予算執行計画を管理する。
- 6 各地域における予算上の資金の管理を、上位レベルの政府・地方自治体と協力して行う。
- 7 法律の規定に従って予算に係る報告を行う。
- 8 前各号の規定のほか、省レベル地方自治体の人民委員会は、第1項第5号の規定による事項について準備し、人民評議会に提示する責務を有する。

第26条 国家予算の各支出単位は、次に掲げる責務と権限を有する。

- 1 その権限の範囲内において歳入・歳出の見積りを準備する。
- 2 法律の規定により適切な時期に全額の支出を行い、また、関係する制度と適正な目的に

従って、適切な相手に経済的な手段により、配分された予算計画を実行する。

- 3 所属機関の収納及び支払事務を指導、監督する。
- 4 その関係機関における、適正な目的及び適正な制度による、また、効果的な国家財産の管理、利用を行う。
- 5 政府が定めた会計、集計の手続きに厳格に従うとともに、法律の規定により予算執行と決算の報告を行う。

第27条 団体及び個人は、次に掲げる責務を有する。

- 1 法律の規定により、すべての租税、手数料、使用料及びその他の予算上の収入を、期限内に全額を支払う。
- 2 承認された予算見積りにおいて資金の提供がある場合には、その資金は、適正な目的と制度により、また、経済的及び有効な方法により管理・利用される。
- 3 政府が定めた会計、統計手続きに厳格に従う。

第3章 政府、各レベル地方自治体の予算における財源及び歳出項目

第28条 中央政府の財源は、次に掲げるものから成る。

- 2 収納した全額が収入となるもの
 - a) 輸出入関税
 - b) 消費税
 - c) 独立会計単位に対する利益税
 - d) 政府が定めた規則により中央政府に支払うこととされる石油税その他の石油からの収入
 - e) 政府の持分参加により得た利益、政府が持分参加した経済活動を営む団体からの払戻し、及び政府が積立金から行った貸付金に対する返済金(元金と利息を含む。)
 - f) 政府が貸し付けた貸付金、及び法律の規定により他国の政府又は非居住の団体・個人から提供された補助金
 - g) 法律の規定により中央政府予算において徴収される使用料、手数料及びその他の収入
 - h) 中央政府予算における剰余金
 - i) 法律の規定によるその他の収入
- 2 中央政府と省レベル地方自治体との間で按分される収入
 - a) 売上税
 - b) 独立会計単位に対する利益税を除く利益税
 - c) 高額所得者に対する所得税
 - d) 利益対外送金税
 - e) 天然資源税
 - f) 国営企業のための資産利用に係る使用料

第29条 中央政府の支出項目は、次に掲げるものから成る。

1 流動的支出

- a) 中央政府機関が管理する教育、訓練、保健、社会、文化に関する事項、情報科学、スポーツ活動、科学、技術及び環境に関する支出
- b) 中央政府が管理する経済活動に関する支出
- c) 治安及び社会秩序維持のための支出(管理が地方自治体に委任されるものを除く。)
- d) 中央政府機関、共産党及び他の社会政治団体により実施される活動のための支出
- e) 国家政策により行われる物価安定のための支出
- f) 中央政府が管理する国の事業に係る支出
- g) 政府が定めた治安維持のための支出
- h) 社会政策及び規則に従って中央政府から補助金を受けた者を支援するための支出
- i) 中央政府の管理下にある、社会团体及び社会専門団体への助成
- j) 政府による借入れに対する利息の支払い
- k) 補助金
- l) その他

2 投資的支出

- a) 中央政府が管理し、投資した資金の回収が困難な事業及び社会基盤整備に係る支出
- b) 国営企業への投資と資金提供、共同出資事業への持分参加、政府が参加する必要がある分野における株式の取得
- c) 国の投資を支援するための資金提供、及び経済開発計画・事業を支援するためのその他の資金提供

3 政府の積立金への支出

4 政府による借入れに係る元本の返済

5 財政積立金への支出

第30条 省レベル地方自治体の財源は、次に掲げるものから成る。

2 収納した全額が収入となるもの

- a) 土地の賃貸料
- b) 政府が所有する家屋の賃貸に係る賃貸料と売却による収入
- c) 登録料
- d) 宝くじ収入
- e) 法律の規定により海外の団体又は個人から直接省レベル地方自治体に提供される補助金
- f) 政府の規則により省レベル地方自治体の予算に配分された手数料、使用料及びその他の収入
- g) 政府の規則により社会基盤施設建設に係る投資のために団体、個人から募った資金
- h) 省レベル地方自治体の予算に対する国内外の団体又は個人からの自発的な寄付
- i) 留保財源としての財政積立金からの資金
- j) 予算における剰余金

- k) 中央政府予算からの補足的な交付金
- l) 法律の規定によるその他のもの
- 2 中央政府と省レベル地方自治体との間で按分される収入
 - a) 売上税
 - b) 独立会計単位に対する利益税を除く利益税
 - c) 高額所得者に対する所得税
 - d) 利益対外送金税
 - e) 天然資源税
 - f) 国営企業のための資産利用に係る使用料
- 3 省レベル地方自治体、県レベル地方自治体及び村レベル地方自治体(区を除く。)との間で分配される収入
 - a) 農地利用税
 - b) 土地利用権移転税
 - c) 土地家屋税
 - d) 土地利用からの収入

第31条 省レベル地方自治体の支出項目は、次に掲げるものから成る。

- 1 流動的支出
 - a) 省が管理する経済活動、教育、保健、文化、社会福祉事業、スポーツ及び科学研究に関する支出
 - b) 省に割り当てられた防衛及び治安に関する支出
 - c) 政府組織、共産党及び省レベルの社会政治団体の活動に係る支出
 - d) 法律に定められた社会团体及び社会専門団体に対する資金提供
 - e) 省が行う社会政策に従って補助を受けている者に対する資金提供
 - f) 政府が省に対して管理を委託した国の事業
 - g) 国家政策により行われる物価安定のための支出
 - h) 第8条第3項に規定された投資に係る利息の支払い
 - i) 法に規定されたその他のもの
- 2 投資的支出
 - a) 省が行う社会経済基盤建設事業に対する投資
 - b) 法律に定められた国営事業に対する投資及び支援に係る支出
 - c) 第8条第3項に規定された投資に係る元本の返済
 - d) 財政積立金への追加的支出
 - e) 下位レベルの地方自治体への補足的な交付金

第32条 県レベル地方自治体の財源は、次のものから成る。

- 1 収納した全額が収入となるもの
 - a) 町村(村レベル地方自治体)所在の小規模事業者に対する免許税を除く免許税
 - b) 区(村レベル地方自治体)の地域で屠殺業を営む企業に対する屠殺税

- c) 県レベル地方自治体が管理する事業から徴収される手数料、使用料
 - d) 県レベル地方自治体が管理する団体の専門的活動からの収益
 - e) 法律の規定により県レベル地方自治体に直接提供される海外の団体、個人からの補助金
 - f) 県レベル地方自治体への国内外の団体、個人からの自発的な寄付
 - g) 県レベル地方自治体予算における剰余金
 - h) 省予算からの補足的な交付金
 - i) 法律の規定によるその他のもの
- 2 省、省に属する県レベル地方自治体及び村レベル地方自治体(区を除く。)との間で按分される収入
- a) 農地利用税
 - b) 土地利用権移転税
 - c) 土地家屋税
 - d) 土地利用からの収入
- 3 前各号に規定された収入の他に、市及び省直轄町は、それらの地域における売上税、利益税又は登録料の一部を収入として、政府が定めた投資のための資金を調達することが認められる。

第33条 県レベル地方自治体の支出項目は、次に掲げるものから成る。

- 1 流動的支出
- a) 県レベル地方自治体が管理する経済活動、文化、情報科学、スポーツ活動、社会福祉活動及びその他の活動のための支出
 - b) 県レベル地方自治体に割り当てられた防衛、治安及び社会秩序維持に関する支出
 - c) 県レベルの国家組織、共産党及び他の社会政治団体の活動に係る支出
 - d) 法律に定められた県レベルの社会团体及び社会専門団体に対する資金提供
 - e) 法律に定められたその他のもの
 - f) 前各号に定めるもののほか、市及び省直轄町は、公共の建築物の管理及び維持のために支出を行う責務を負う。
- 2 投資的支出
- 省が割り当てた社会経済基盤建設事業に対する支出。省直轄町及び市の場合は、学校の建設、社会福祉、土木、街灯設備、下水設備、道路、交通安全及び衛生に係る事務に関する支出。
- 3 下位レベルの地方自治体への補足的な交付金

第34条 町村(村レベル地方自治体)の財源は、次のものから成る。

- 1 収納した全額が収入となるもの
- a) 小規模事業者に対する免許税
 - b) 屠殺税
 - c) 法律の規定による町村への手数料、使用料及び寄付

- d) 公共の土地利用による収入及び公共の資産からの収益
 - e) 町村が管理する専門的活動からの収益
 - f) 町村への自発的な寄付
 - g) 法律の規定により町村に直接提供される海外の団体、個人からの補助金
 - h) 町村の予算における剰余金
 - i) 上位レベル地方自治体の予算からの補足的な交付金
 - j) 法律の規定によるその他のもの
- 2 省、省に属する県レベル地方自治体及び村レベル地方自治体との間で按分される収入
- a) 農地利用税
 - b) 土地利用権移転税
 - c) 土地家屋税
 - d) 土地利用からの収入

第35条 町村(村レベル地方自治体)の支出項目は、次に掲げるものから成る。

1 流動的支出

- a) 町村が管理する社会福祉事業、文化事業、情報科学及びスポーツ活動に関する支出
- b) 町村が管理する研修、保育園、幼稚園を維持するための資金提供
- c) 町村が行う保健サービス
- d) 町村が管理、維持する建築物、財産、公共建築物及び道路の建設
- e) 町村における防衛と社会秩序維持
- f) 法律により規定されたその他のもの

2 省が割り当てた社会基盤建設のための投資的支出

第36条 第34条及び第35条の規定の他に、町村は、その地域における社会基盤施設建設への投資のため団体、個人からの自発的な寄付を募ることが認められている。この寄付の管理においては、公共目的であること、審査、監督が行われること、そして適正な目的と法の規定に従って利用されることが確保されるべきものとする。

第37条 区の財源は、次に掲げるものから成る。

- 1 法律の規定による手数料、使用料及び寄付
- 2 屠殺業を行う企業に対する屠殺税を除く屠殺税
- 3 区への自発的な寄付
- 4 法律の規定により海外の団体又は個人から直接提供される補助金
- 5 村レベル地方自治体の予算における剰余金
- 6 上位レベルの政府、地方自治体からの補足的な交付金
- 7 法律の規定によるその他のもの

第38条 区の支出項目は、次に掲げるものから成る。

- 1 区が管理する社会福祉事業、情報科学、スポーツ活動に関する支出
- 2 区における防衛、社会秩序維持
- 3 区における国家組織、共産党及びその他の社会政治団体の活動に係る支出

4 法律の規定によるその他のもの

第39条 政府は、第28条第2号の規定による中央政府と省レベル地方自治体との具体的な按分割合を決定する。同様に、省レベル地方自治体の人民委員会は、第30条第3号及び第34条第2号の規定による省レベル地方自治体と県レベル、村レベル地方自治体との具体的な按分割合を決定する。

② この按分割合は、3年から5年の間に変更されない。

第40条 歳入、歳出の均衡を図るため、及び社会経済に関して割り当てられた事務を確実に行うための、上位レベルの政府、地方自治体から下位レベルの地方自治体への補足的な交付金は、その地域の人口規模、自然地理、社会経済状況といった基準に従って、第28条から第35条まで、第37条及び第38条の規定による財源と支出項目から算定するという原則により決定されるものとする。その際、遠隔地域、革命の支持基盤地域、少数民族地域及び困難に直面している地域かどうかという点について、十分に考慮されるものとする。この補足的な交付金は、3年から5年の間安定的に行われるものとする。物価変動が生じた年度においては、政府は、国会常務委員会の決定に基づく下位レベル地方自治体に対する補足的な交付金を算定する際に、インフレ率に応じて調整をするものとする。

第41条 政府は、各レベルの政府、地方自治体予算の歳入、歳出の調整をするものとする。政府はまた、中央政府予算と省レベル地方自治体の予算との間の収入の分配割合を定めるとともに、中央政府から省レベル地方自治体への補足的な交付金について定めるものとする。政府はまた、次に掲げる特別な場合には、国会常務委員会に報告するものとする。

- 1 国防のために緊急の支出の必要がある場合
- 2 配分された歳入、歳出に誤りがある場合

第4章 国家予算

第42条 国家予算は、社会経済の開発及び国家の治安と防衛の強化という観点により編成されるものとする。

② 歳入は、経済成長や諸規則に基づいて決定されるものとする。

③ 歳出は、社会経済開発、国家の治安と防衛という目標に従って決定されるものとする。流動的支出に関しては、権限を有する機関が設定した制度と規範に従い、また、租税、手数料及び使用料収入を基礎として予算を編成するものとする。

第43条 首相は、毎年、今後数年間の社会経済開発計画と国家予算の概要を決定するものとする。

② 首相の決定に基づいて、財務大臣は予算の見積りと予算に関する条件、内容及び編成時期に関する指針を発表するものとする。

第44条 予算の支出と収入について責任を有する機関及び団体は、割り当てられたその権限の範囲内で歳入、歳出予算を管理し、同レベルの財政担当部局に対して予算概要を提出するも

のとする。

- ② 地方レベルの財政担当部局は、関係機関及び関係団体の予算見積りとともに、下位レベル地方自治体の予算見積りを審査し、その後、同レベルの人民委員会に提出するために、予算見積り及びその配分方法を整理し、準備するものとする。
- ③ 人民委員会は、地方自治体の予算の見積りと配分方法を作成する責務を有する。そして、作成後、同レベルの人民評議会に提出するとともに、政府と直近上位レベルの地方自治体に報告するものとする。

第45条 財務省は、中央政府機関が作成した予算見積案と地方自治体の予算見積りを審査、整理し、政府に提出するための国家予算案の作成を行う。

第46条 財政担当部局は、予算の整理と編成の過程において次の責務を有する。

- 1 予算案に必要な調整を加えるために、同レベルの管理部局又は下位レベルの人民委員会とともに検討を行う。
- 2 第8条の規定により予算の均衡を確保するための方法について提示する。
- ② 見積案の検討及び協議の過程において、財務省と他の省庁との間に意見の相違が生じた場合には、財務省は、首相に対して相違する意見を示し、決定を求めるものとする。地方レベルにおける予算編成の過程においても、同様の原則が適用されるものとする。

第47条 国家予算見積り、各収入、支出部門への配分、流動的支出と投資的支出の構成割合及び借入金の返済に関する文書には、次に掲げる事項に関する文書を添付するものとする。

- 1 前年度予算の執行状況、国家予算編成の基礎となる事項、基本的内容及び予算見積りを執行するための方法
- 2 国家の経済目標と主要事業及び国家予算執行における基本的な方策が明らかになっている、国家予算の支払事務に関する事項
- 3 国家予算上の財源を徴収するための方法が記載された国家予算の収納事務に関する事項
- 4 予算上の不足額と資金の調達に関する事項。GDPに対する予算不足額の割合
- 5 国家の借入金に関する報告。この報告には、当該会計年度における債務、返済残金及び利息の支払い、国家予算不足のために調達した借入金、借入金返済の可能性、年度末における未払借入金の見積額が明確に記載されているものとする。
- 6 財政、金融及び予算の安定のための具体的な政策と方法
- 7 国家予算により賄われる主要投資事業の一覧及び各事業に係る投資額
- 8 予算歳入、歳出見積りを明確に説明するその他の書類

第48条 国家予算見積りは、その前年度の最終の国会の会期が始まる10日以前に国会に提出されるものとする。

第49条 政府は、地方自治体の予算見積りが人民評議会に提出される際には、すべての必要な書類が添付されなければならない旨を定めるものとする。

第50条 国会は、10月31日以前に次年度の国家予算見積りの決議を行うものとする。

- ② 国会で国家予算見積りが承認されない場合には、政府は、国会が定めた時までには予算見積

りを再び準備し、国会に提出するものとする。

- ③ 人民評議会は、地方自治体に委任された歳入、歳出に係る責務及び規則に基づいて、政府が定めた時期までに、各地方自治体の予算見積りを検討し、決議を行うものとする。

第51条 予算の各支出単位に対する中央政府及び地方自治体の予算の配分は、前年度の10月31日以前に終了しているものとする。

第52条 国会及び人民評議会において予算見積りを承認するため議論と検討が行われる場合において、支出を増加させる提案又は新規の支出事項に関する提案を行う場合には、予算の均衡を確保するという点から、歳入に係る適切な方法も提案しなければならない。

第53条 首相及び上位レベルの人民委員会委員長は、下位レベルの人民評議会に対して、財源配分を含む予算見積りが国会又は上位レベルの人民評議会の決定に従っていない場合には、その修正を求める権利を有する。

第54条 政府は、国家予算見積りと一時的な予算配分に関する手続きと日程に関する具体的な規則を定めるものとする。

第5章 予算の執行

第55条 予算の配分を受けた後直ちに、国家の各機関は、配分された額に従ってその所属機関に事務を配分するものとし、同時に、その所属機関の監督、支出、及び管理の業務を行っている同レベルの財政当局と国庫に対して報告を行う。いかなる団体又は個人も、予算上配分された事務の他は、予算上の権限を変更することはできない。

第56条 会計年度当初に予算見積りが決定されていない場合には、すべてのレベルの財政当局は、予算見積りが効力を生じるまでの間、緊急かつ延期できない支出のために暫定的な現金の支払を行うことが認められている。

第57条 国家機関は、経済的な方法で、配分された予算上の歳入、歳出に係る事務を執行するとともに、浪費と横領を抑制し、財政秩序を厳しく監視するという責務を負っている。

- ② 国家の各支出単位は、経済団体、政治団体及び社会団体と同様に、法律の規定に従い予算上の支払義務を監視するとともに、適法かつ経済的、効率的に、適正目的のために配分された国家予算を使用しているかどうかを監視しなければならない。

第58条 すべてのレベルの財政当局は、団体及び個人が国家予算に対して支払う義務のある金額を、正確かつ完全に支払うことを確保する責務を負う。支払が遅れた場合には、財政当局は、支払の履行のために、銀行及び国庫に対して各団体及び個人の口座からのその金額の引き出しを依頼する権利を有する。

- ② 定期的な又は既に準備がされている頻繁にある支出は、その年度内において自動的に支払が行われる。その他の季節的な又は金額の大きい支出は、支出を行うために財政当局と協議し決定されなければならない。

第59条 税務当局及び国家により徴収事務を委任されたその他の機関(以後、徴収当局という。)

のみが、国家予算上の徴収を行うことを認められる。

② 徴収当局は、次の責務を有する。

- 1 法律を遵守し、地方及び国家歳入の徴収に関して人民評議会の命令と監督に従う。ベトナム祖国戦線及びその他の構成団体と協力して、既存の法律及びその他の規則に従い、歳入に関して団体及び個人がその義務を自発的に果たすことを促すための広報活動を行う。
- 2 国家予算のすべての財源を管理し監督する。
- 3 課税額を査定し、その額を各人に通知する。また、予算上支払われるべき他の収入項目を査定し、通知する。
- 4 法律の規定に従って、国家予算上の徴収について監視し決定する。

③ すべての歳入項目は、直接国庫に支払わなければならない。特別な場合には、歳入当局が徴収を行うことが認められる。ただし、徴収は、財務大臣によって定められた規則により全額を期限内に国庫に移転しなければならない。

第60条 国家予算の配分は、次の規定に従って行われるものとする。

- 2 承認された国家予算見積りに従って、予算の支出単位は、それぞれの支出計画(支出の総計額と時期を含む各項目の詳細を規定するもの)を作成し、資金の支払の手配を行うため、同レベルの財政当局及び国庫に送付すべきものとする。
- 3 財政当局は、利用可能な資金に応じて、各支出単位の支出計画を検討し、四半期ごとの支出の手配を行うものとする。
- 4 支出計画と財政当局によって提供された資金に基づいて、各支出単位の長は、支払命令書を発行するものとする。国庫は、支払命令書の適法性を審査した上で、会計及び支払に着手するものとする。
- 5 すべての予算上の支出項目は、第5条第2項に規定された条件を満たした上で、また、国庫から直接支払われるという原則に従って支払われるものとする。財務大臣は、この原則の実施についての指針を提示するものとする。

第61条 国家予算上既に決定済みの給与支払いのための支出を権限なく増額することは、厳しく禁止される。その他の支出の配分は、配分された支出の総計の範囲内、及び政府が提示した条件の範囲内でのみ調整することが認められる。投資的支出は、第53条に規定する場合を除き、配分計画に完全にまた正確に従わなければならない。

第62条 国家予算の執行過程において、歳入及び歳出に変更が生じた場合には、次の規定を適用するものとする。

- 1 承認された予算見積りに対して、歳入が増額となり、又は歳出に不用な額が生じた場合は、予算上の赤字を補填し、借入金の返済額を増やし、財政積立金を増額し、又は政府により定められた他の必要な項目の支出を増額するために利用されることが認められる。
- 2 実際の歳入が承認された予算見積りを下回った場合には、首相又は人民委員会委員長は、いくつかの適当な支出について修正を行い、同時に、その直後に開催される国会常務委員会又は同レベルの人民評議会の会議において報告するものとする。

- 3 予算見積り以上に予期しない支出が必要となり、かつ、その支払を遅延させることができず、また利用可能な偶発損失積立金の金額を超える場合には、首相(国家予算について)又は人民委員会委員長(地方自治体予算について)は、その必要額に見合う額の支出を決定することができる。
- 4 各年度において、見積もられた収入に比較して、輸出入関税又は消費税からの収入が増額になっている場合には、政府は、その増額分の一定割合について、社会基盤整備事業への投資のために省レベル地方自治体の予算に追加して配分することができる。その場合には、政府は国会常務委員会に報告するものとする。
- 5 国家予算上の資金に一時的な不足が生じた場合には、財政積立金を利用されるものとする。中央政府において、財政積立金が必要額に見合うほどに十分でない場合には、国家銀行は、首相の決定により中央政府予算に対して貸付けを行うものとする。政府及びすべてのレベルの地方自治体の財政積立金並びに中央政府による国家銀行からの借入金は、政府が定めた特別の場合を除き、会計年度内に返済されるものとする。

第63条 国家予算から資金を提供されている国家機関、政治的及び社会的団体、行政サービス単位並びに企業は、定期的に国家予算に係る収入及び支出の執行状況を報告するとともに、毎月の決算を作成し、規則に従って四半期に一度財政当局に送付する義務を負う。報告が中断した場合には、財政当局は、再び報告が行われるまで、一時的に予算配分を止める権利を有する。

第6章 国家予算の会計及び決算書

第64条 収入と支出の事務に責任を負う団体及び個人は、国家予算に係る会計制度に従って、報告を行うために経理を記録し、決算を明らかにしなければならない。

第65条 会計年度末において、財務大臣は、承認された予算見積りの項目及び国家予算に係る専門手続きに従って、会計帳簿を閉鎖し決算書を作成するための指針を発するものとする。

- ② 本来、前年度予算に属する当該年度の1月1日以降に生じた収入は、すべて当該年度予算に係るものとされる。また、支払が行われなかった前年度の支出配分は、適当な団体の決定があった場合にのみ、当該年度の予算見積りに計上することができる。

第66条 中央政府及び省レベル地方自治体の予算上生じた剰余金の50%は、財政積立金に振り替えられ、残りの50%は、次年度予算に繰り越されるものとする。財政積立金が政府が定めた最高限度額に達した場合には、残りの予算上の剰余金は、次年度予算に繰り越されるものとする。他のレベルの地方自治体の予算上生じた剰余金は、次年度に繰り越されるものとする。

第67条 財務大臣が発した指針に基づき、各支出単位の長は、予算上の収入及び支出の執行に関して決算書を作成し、上位レベルの管理機関に送付するものとする。

- ② 決算書のデータは、審査を受け、国庫が行った処理と一致しなければならない。
- ③ 各国家機関の長は、それぞれの所属機関における予算上の収入及び支出に関する決算を

検査し精算する責務を負う。それらの所属機関は、その業務の範囲内における収入及び支出に係る決算書を作成し、同レベルの財政当局に送付するものとする。

第68条 地方自治体の財政当局は、同レベルの各機関の決算書を承認し、下位レベルの各機関の決算書を審査する。また、

- 1 人民委員会は、決算書を作成し、承認を得るために人民評議会に提出するとともに、上位レベルの人民委員会に送付する。
- 2 財務省は、中央政府機関における予算に係る収入及び支出の決算を行い、地方自治体の決算を検査、調査し、また、国家予算の決算書を作成して、承認を得るために政府と国会に提出する。

第69条 国家予算の決算書の承認を得るために適当な機関に提出するのに先立ち、首相は、その審査に関する指針を提示するものとする。

第70条 国会は、国家予算の決算について審議し、承認するものとする。人民評議会は、地方予算の決算を審議し、承認するものとする。

② 予算の決算が承認されない場合には、政府(中央政府予算について)、人民委員会(地方自治体予算について)又は国家の会計検査機関は、国会又は人民評議会が指摘した問題点を解決し、国会又は人民評議会が定めた時期までに提出しなければならない。

第71条 国家予算の決算書の検査、審議及び承認の過程においては、

- 1 違法に徴収された収入は、支払った者に返還しなければならない。また、前年度内に支払がなされていない収入は、徴収されなければならない。
- 2 違法に支払がなされた支出は、予算に返還しなければならない。

第7章 検査、監査及び違反行為への対応

第72条 国家行政機関及び国家予算の支出単位は、予算の歳入及び歳出に係る規則及び政策の実行、並びに業務の範囲内で予算管理を行う責任を負う。

第73条 国家の会計検査機関は、国家予算を使用する国家機関、行政機関、企業、経済単位及び社会団体の決算に係る経理データの正確さと合法性を政府の規則に従って検査する責務を負う政府機関である。

第74条 国家の会計検査機関は、会計検査の結果を、独立して国会、政府及び国会常務委員会に報告する責務を負う。また、国会又は国会常務委員会から要請があったときはいつでも、その結果を報告するものとする。

第75条 財政監査人は、すべての団体と個人に係る予算上の収入、支出及び管理が法律の規定により行われていることを監査する責務を負う。

② 予算の作成、執行及び決算に係る財政監査人の責務と権限は、法律の規定に従って行われる。

第76条 国家予算の執行に優れた実績を収めた団体及び個人は、法律の規定により報奨を受け

るものとする。

第77条 次に掲げる行為は、予算に係る法令に違反する行為とされる。

- 1 財源の隠匿、又は徴収及び支払義務の履行を遅延させること
- 2 規則に違反し、又は無資格にもかかわらず支払を免除又は控除されること
- 3 その地位又は権利を利用して財源を不正に使用すること
- 4 予算上損失が生じるよう、規則又は承認された予算見積りに違反して徴収又は支払を行うこと
- 5 予算上損失が生じるよう、既存の国家会計制度又は国家予算上の専門的手続きに反した費用計算を適用すること

第78条 予算上損失を生じさせることとなった団体又は個人は、その損失を補償しなければならない。そして、違法行為を行った者は、違反の程度に応じて懲戒されるとともに、法律の規定に従って、行政責任により罰金を科せられ又は刑事責任により告訴される。

第79条 すべての団体と個人は、国家予算法に対する違反行為を非難し告発する権限を有する。その非難又は告発は、法律の規定に従うものとする。

第8章 附則

第80条 法律の規定に基づき、首相は、国家の予算と財産の管理、並びに国防と治安に関する幾つかの活動に関する義務について特別の規則を制定するものとする。

第81条 この法律は、1997年度予算から効力を生じる。この法律に違反する従来の規定は効力を失う。

② この法律が効力を生じる以前に、国家予算の執行により生じた予算上の収入と支出及び財政に関する文書及び問題については、既存の法律に従って処理されるものとする。

第82条 政府は、この法律の施行のため、個別の規則及び命令を制定するものとする。

おわりに

本レポート作成に当たっては、ベトナムの国家機構や地方制度等に関する様々な資料を収集したほか、現地で政府関係者の方々から話を聞く機会を持つことができました。そうした中で、ベトナムでは現在、国家の重要な課題の一つとして、地方行政制度の整備に非常に積極的に取り組んでいるという印象を受けました。これは、もちろん行政改革の一環という意味もありますし、地方分権の推進という趣旨で地方組織を充実させ、地方への事務や財政の移転を図っていくという目的もあると思われますが、実際のところ、ベトナムでは、これまで地方行政制度の整備が十分に行われていなかったということが大きいのではないかと思います。また、そのことが、これまでベトナムの地方制度が中央集権的にならざるを得なかった理由の一つではないかとも考えられます。

地方自治体の基本法である「人民評議会及び人民委員会組織法」は、1994年に制定されてまだ5年も経過しておらず、また、財政に関する基本法である「国家予算法」についても1996年に制定されたばかりで、ようやく現在、地方行政に関しては法制度面での整備がされたところです。政府の内部や地方自治体の現場では、これらの法制度に基づいて、ベトナム独自の地方制度の確立に向けて具体的に様々な方策を検討し、現在、その実施の途上にあるものと思われます。政府組織人事委員会でも、地方の組織改革をはじめ、地方選挙制度の整備や公務員の研修の充実等に関する調査、研究を積極的に進めており、日本をはじめとした海外の地方行政制度に関する調査も積極的に行っているようです。したがって、今後もベトナムの地方制度については、様々な取り組みや改革が行われていくのではないかと考えられるところです。

また、今回のレポート作成のために、できるだけ多くの、そして正確、最新の資料、情報の収集に努めるつもりでしたが、英語の資料、情報という前提での収集であったため、英語による資料自体がベトナムではまだ少ないこともあり、入手できた資料、情報は限られたものとなってしまう、特に、地方財政に関する統計資料の類の入手はできませんでした。各地方自治体の実際の業務等に関しても、現地で実態調査ができなかったため、今回のレポートは、法令等を基にした制度面での説明が中心になっています。

ベトナムの地方制度については、今後もその変化の状況を見守りながら情報の収集に努めるとともに、さらに実態にまで踏み込んだ調査を継続していくことができればと考えています。

参考文献

- 1 Statistical Yearbook 1996, General Statistical Office, Statistical Publishing House
- 2 Statistical Yearbook 1995, General Statistical Office, Statistical Publishing House
- 3 Legal Documents on Administration Organs System of The Socialist Republic of Vietnam, The National Politics Publishers
- 4 The Constitutions of Vietnam 1946-1959-1980-1992, The GIOI Publishers
- 5 Social Indicators in Vietnam 1990-1995, General Statistical Office, Statistical Publishing House
- 6 Population Data of Sparsely Populated Areas in Vietnam, Statistical Publishing House
- 7 Selection of Fundamental Laws and Regulations of Vietnam, The GIOI Publishers
- 8 Directory of State Organizations of The Socialist Republic of Vietnam, UNDP Hanoi
- 9 VIET NAM 1997 1887, The GIOI Publishers
- 10 “Some Features on Organization and Operation of Local Authorities in Vietnam”, Mr Nguyen Huu Tri/ Mr Pham Van Diem(ベトナム政府組織人事委員会), 1996年度アセアン地域地方行政フォーラム資料
- 11 “Local Government Issue Reform Tendency”, ベトナム政府組織人事委員会資料
- 12 “Local Administrative Activities and its Financial Basis in Vietnam”, Mr Le Tu Duyen/ Mr Pham Van Diem(ベトナム政府組織人事委員会), 1997年度アセアン地域地方行政フォーラム資料
- 13 “Public Administration Reform in Vietnam”, ベトナム政府組織人事委員会資料
- 14 アジア動向年報1997年版、アジア経済研究所
- 15 アジア諸国の税法-主要11カ国の税制のすべて、監査法人トーマツ編、株式会社中央経済社
- 16 アジア諸国の地方制度(V)、財団法人地方自治協会
- 17 もっと知りたいベトナム第2版、桜井由躬雄編、株式会社弘文堂
- 18 アジア読本ヴェトナム、坪井善明編、河出書房新社
- 19 躍動する国ベトナム、窪田光純著、同文館出版株式会社
- 20 台頭するベトナム-日米はどう関わるか、西原正/ジェームス・W・モーリー編著、中央公論社
- 21 ベトナム-党官僚国家の新たな挑戦、木村哲三郎著、アジア経済研究所
- 22 ベトナムの現在、古田元夫著、株式会社講談社
- 23 東南アジア要覧1992年版、社団法人東南アジア調査会編、社団法人東南アジア調査会
- 24 ベトナムの市場経済化と経済開発、竹内郁雄・村野勉編、アジア経済研究所
- 25 アジ研ワールド・トレンド No.15 (1996.8)、アジア経済研究所
- 26 アジアの地方制度(ベトナム、齋藤友之・佐藤進)、森田朗編、東京大学出版会

< 調査に協力していただいたGCOP国際協力部スタッフ >



※ チュアン部長(右端)、ディエム副部長(左から二番目)、ズウン専門官(左端)

C L A I R R E P O R T 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州ロサンゼルス・カウンティ　レイクウッド市（米国地方自治の現場Ⅳ）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国　仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（2）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（1）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール－公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度－地方分権を支える税財制度の概要－	1997/3/24
第 139 号	1996 年米国大統領選挙	1997/3/24

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい